

医療法人社団香良病院 次世代法・女性活躍推進法 一体型 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 3月 25日 ～ 2028年 3月 24日

2. 内容

目標1：取得者に偏りなく、職員全員が年次有休休暇取得の増加を目指す。
1月当たりの公休日数が8日の場合は、1日有休取得し9日休めるようにする。

< 対策 >

- 2025年 4月～ 各部署において年次有休休暇の取得計画を策定する
- 2025年 7月～ 年次有休休暇の取得状況を把握する
- 2025年 8月～ 院内電子掲示板・案内文章などでお知らせする

目標2：男性職員も育児休業を取得し、職場復帰しやすい環境を整備する。
取得実績あるが、引き続き取得しやすい環境づくりに取り組む。

< 対策 >

- 2025年 4月～ 職員のニーズ把握
- 2025年 8月～ 院内電子掲示板・案内文章などで男性も育児休業を取得できることを周知

目標3：女性労働者の割合に対して役職者(係長以上)に占める割合が低い。
女性労働者の割合を60%以上にする。※前回より5%アップし現在55%の割合。

< 対策 >

- 2025年 4月～ 経営層を含め女性活躍に関する意見交換の実施。
- 2026年 4月～ 役職者(係長以上)における女性労働者の配置拡大と多様な職務経験の付与を実施する。
- 2026年～ 女性労働者の育成研修を行う。